

令和 5年 4月28日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名 角田 敏郎 

令和4年度（6～3月分）政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度（6～3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

令和4年度(6～3月分)政務活動費収支報告書

議員 角田敏郎

1. 収入

政務活動費	1,020,000	円
利息	3	円

2. 支出

(単位:円)

科目	金額	備考
調査研究費	131,053	調査研究に係るインターネット接続料(愛媛CATV)等
研修費	37,860	松山市議会観光振興議員連盟 会費6～9月分 等
広報費	0	
広聴費	78,381	広聴活動に係るガソリン代(太陽石油他) 等
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	34,100	コピー機リース料(クレディセゾン) 等
資料購入費	76,042	政務活動に係る事務所の愛媛新聞の購入費 等
人件費	102,000	政務調査に係る人件費 等
事務所費	39,732	政務活動に係る事務所の電気料金(四国電力) 等
合計	499,168	

3. 残額 520,835 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和4年度(6~3月分) 科目別集計表

科目名		支出金額	備考	整理番号
調査研究費				
日付	内容			
3/31	調査研究に係るインターネット接続料(愛媛CATV)	26,730 円		1
10/21	全国市議会議長会フォーラム	104,323 円		2
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		131,053 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 5年 3月 31日	整理番号	1	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	調査研究に係るインターネット接続料 (株式会社愛媛CATV)			
金 額	26,730	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項	(ピカラ光ネット利用料5,720円一月額利用料割引1,100/330円+ 請求書110円) × 0.5 = 2,365/2750円			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
6月分	6月 27日	4,730 円	50 %	2,365 円
7月分	7月 27日	4,730 円	50 %	2,365 円
8月分	8月 29日	5,500 円	50 %	2,750 円
9月分	9月 27日	5,500 円	50 %	2,750 円
10月分	10月 27日	5,500 円	50 %	2,750 円
11月分	11月 28日	5,500 円	50 %	2,750 円
12月分	12月 27日	5,500 円	50 %	2,750 円
1月分	1月 27日	5,500 円	50 %	2,750 円
2月分	2月 27日	5,500 円	50 %	2,750 円
3月分	3月 27日	5,500 円	50 %	2,750 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

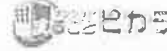
(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



愛媛CATV
愛媛CATV STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [REDACTED])

発行番号 202206145706

発行年月日 2022年 7月 8日 0708

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	5,298円 (481円)
ご利用年月	2022年6月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますので、ご理解願いますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年6月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納
している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (520)
[REDACTED]	ピカラ光でんわセット基本料		
[REDACTED]	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
[REDACTED]	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
[REDACTED]	ピカラ光でんわ通話料	16 (1)
[REDACTED]	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
[REDACTED]	請求書等送付	110 (10)
[REDACTED]	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-1,100 (-100)
	(契約番号計)	5,298 (481)
	(ご利用料金合計)	5,298 (481)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [redacted])

発行番号 202207145407

発行年月日 2022年 8月 8日 0808

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	5,306円 (482円)
ご利用年月	2022年7月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[redacted]

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)
受付時間 9:00～19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年7月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00～19:00、土:9:00～17:30、日・祝日:休み)

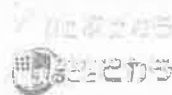
ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[redacted]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
	ピカラ光でんわ通話料	24 (2)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
	請求書等送付	110 (10)
	月額利用料割引(長期割引制度ステップ2コース)	-1,100 (-100)
	(契約番号計)	5,306 (482)
	(ご利用料金合計)	5,306 (482)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14

Pikara



株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [REDACTED])

発行番号 202208145168

発行年月日 2022年 9月 8日 0908

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	6,098円 (554円)
ご利用年月	2022年8月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)
受付時間 9:00～19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年8月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00～19:00、土:9:00～17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
	ピカラ光でんわ通話料	46 (4)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
	請求書等送付	110 (10)
	月額利用料割引(長期割引制度フラットコース)	-330 (-30)
	(契約番号計)	6,098 (554)
	(ご利用料金合計)	6,098 (554)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



株式会社 STNet



毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [redacted])

発行番号 202209144874

発行年月日 2022年10月11日

1011

ご利用金額 (うち消費税等相当額) 6,192円 (563円)

ご利用年月 2022年9月

料金ご請求会社 愛媛CATV

お客様番号 [redacted]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。) ※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。 ※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料) 受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年9月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

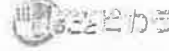
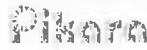
(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[redacted]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
	ピカラ光でんわ通話料	140 (13)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
	請求書等送付	110 (10)
	月額利用料割引(長期割引制度フラットコース)	-330 (-30)
	(契約番号計)	6,192 (563)
	(ご利用料金合計)	6,192 (563)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [REDACTED])

発行番号 202210144571

発行年月日 2022年11月 9日 1109

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	6,068円 (551円)
ご利用年月	2022年10月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日～当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)
受付時間 9:00～19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年10月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。) ※

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納
している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。
(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00～19:00、土:9:00～17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キカ]	5,720 (520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
[REDACTED]	ピカラ光でんわ通話料	16 (1)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
	請求書等送付	110 (10)
	月額利用料割引(長期割引制度フラットコース)	-330 (-30)
	(契約番号計)	6,068 (551)
	(ご利用料金合計)	6,068 (551)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14

Pikara

ピカラサービス

サービス

愛媛CATV

ピカラサービス

株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [])

発行番号 202211144281

発行年月日 2022年12月 8日 1208

ご利用金額
(うち消費税等相当額)

6,088円
(553円)

ご利用年月

2022年11月

料金ご請求会社

愛媛CATV

お客様番号

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置8%が適用されます。)
※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。
※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年11月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、
本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号

内 訳

ご利用料金(うち消費税等相当額)

	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1ギガ]	5,720 (520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
	ピカラ光でんわ通話料	36 (3)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
	請求書等送付	110 (10)
	月額利用料割引(長期割引制度フラットコース)	-330 (-30)

(契約番号計) 6,088 (553)

(ご利用料金合計) 6,088 (553)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [REDACTED])

発行番号 202212144018

発行年月日 2023年 1月10日

0110

ご利用金額 6,060円 (551円)

ご利用年月 2022年12月

料金ご請求会社 愛媛CATV

お客様番号 [REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置5%が適用されます。) ※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。 ※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料) 受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2022年12月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)*

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

Table with columns: 契約管理番号, 内 訳, ご利用料金(うち消費税等相当額). Rows include: ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ], ピカラ光でんわセット基本料, ピカラ光でんわ番号利用料(一番号), ピカラ光でんわ端末等使用料(一式), ピカラ光でんわ通話料, ピカラ光でんわユニバーサルサービス料, 請求書等送付, 月額利用料割引(長期割引制度フラットコース), (契約番号計), (ご利用料金合計).

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



ピカラサービス

株式会社 STNet

毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [redacted])

発行番号 202301143761

発行年月日 2023年 2月 8日 0208

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	6,068円 (551円)
ご利用年月	2023年1月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[redacted]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

本お知らせでは、2023年1月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[redacted]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
	ピカラ光でんわ通話料	16 (1)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
	請求書等送付	110 (10)
	月額利用料割引(長期割引制度フラットコース)	-330 (-30)
	(契約番号計)	6,068 (551)
	(ご利用料金合計)	6,068 (551)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [REDACTED])

発行番号 202302143469

発行年月日 2023年 3月 8日 0308

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	6,068円 (551円)
ご利用年月	2023年2月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[REDACTED]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解願いますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信設備支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単価)が公表されています。

※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

本お知らせでは、2023年2月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。
(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)

※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

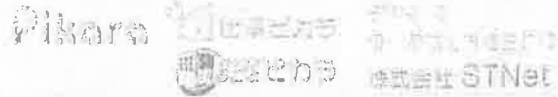
(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[REDACTED]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1ギガ]	5,720 (520)
[REDACTED]	ピカラ光でんわセット基本料		
[REDACTED]	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
[REDACTED]	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
[REDACTED]	ピカラ光でんわ通話料	16 (1)
[REDACTED]	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
[REDACTED]	請求書等送付	110 (10)
[REDACTED]	月額利用料割引(長期割引制度フラットコース)	-330 (-30)
	(契約番号計)	6,068 (551)
	(ご利用料金合計)	6,068 (551)

791-8042

愛媛県松山市南吉田町1154-14



毎度、ピカラサービスをご利用いただきましてありがとうございます。

角田 敏郎 様

(お客様番号 [redacted])

発行番号 202303143118

発行年月日 2023年 4月10日 0410

ご利用金額 (うち消費税等相当額)	6,060円 (551円)
ご利用年月	2023年3月
料金ご請求会社	愛媛CATV
お客様番号	[redacted]

お問い合わせの際は「お客さま番号」をお申し出ください。

料金についてのお問い合わせ先

0800-100-3950 (通話料無料)
受付時間 9:00~19:00 (年中無休)

お知らせ

2019年10月1日より消費税率が10%へ変更されるのに伴い、ピカラサービスも2019年10月1日以降のご利用分より消費税10%を適用させていただきますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。(一部のサービスで経過措置0%が適用されます。)

※ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、基礎的電気通信役務支援機関(社団法人電気通信事業者協会)から、1番号当たりの費用(番号単位)が公表されています。

※通話料については前月21日~当月20日までの通話料を記載しております。(開通月と翌月は除く)

本お知らせでは、2023年3月利用分(当月1ヵ月分)のご利用金額をお知らせしております。(過去利用分の未払い金額(繰越金)は含まれておりません。)※愛媛CATV以外のCATV会社または当社でピカラ料金の未払いがある場合は、本お知らせに未払い金額(繰越金)を含めて表示する場合があります。

未払い金額(繰越金)を含めたご請求金額を確認される場合は、お手数ですがピカラ料金を収納している愛媛CATVまでお問い合わせをお願いいたします。

(愛媛CATV TEL:089-943-5001 受付時間:平日9:00~19:00、土:9:00~17:30、日・祝日:休み)

ご利用料金の内訳

契約管理番号	内 訳	ご利用料金(うち消費税等相当額)	
[redacted]	ピカラ光ねっとホーム・タイプ I [1キガ]	5,720 (520)
	ピカラ光でんわセット基本料		
	ピカラ光でんわ番号利用料(一番号)	110 (10)
	ピカラ光でんわ端末等使用料(一式)	440 (40)
	ピカラ光でんわ通話料	8 (1)
	ピカラ光でんわユニバーサルサービス料	2 (0)
	請求書等送付	110 (10)
	月額利用料割引(長期割引制度フラットコース)	-330 (-30)
	(契約番号計)	6,060 (551)
	(ご利用料金合計)	6,060 (551)



04-06-27 ITXCATV

6.074

04-07-27 ITXCATV

6.005

和世 和世 和世

04-08-29 IEXCATV 6.013

04-09-27 IEXCATV 6.627

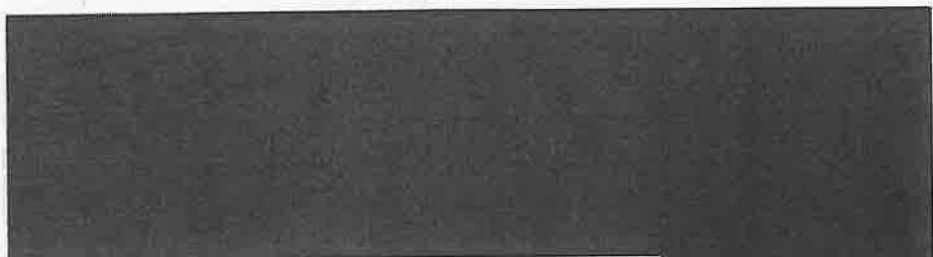
END OF PAGE

普通預金 注消入取明細

04-10-27 IE\CATV 6,899

04-11-28 IE\CATV 12,824

==



04-12-27 IEXCATV 6.764



05-01-27 IEXCATV 6.766





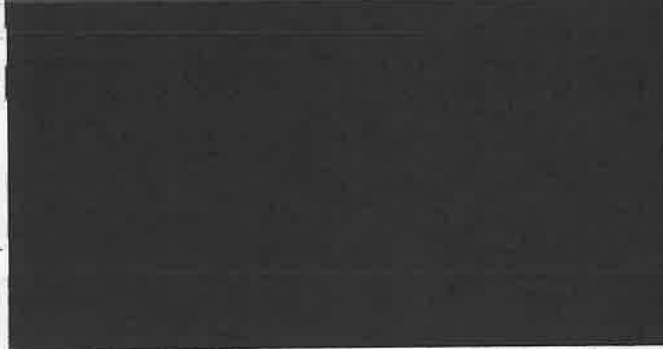
Product Information



05-02-27 IEXCATV 60,014



05-03-27 IEXCATV 6,774



(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和4年 10月 21日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	全国市議会議長会フォーラム			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	16,938	円	100 %
	宿 泊 費	10,500	円	100 %
	パ ッ ク 代 金	55,400	円	100 %
	そ の 他	21,485	円	100 %
	合 計	104,323	円	100 %
特 記 事 項	・東京モノレール 羽田空港 — 浜松町 492円×2 ・JR 浜松町—東京駅(宿泊) 167円×2			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和4年 10月 21日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
(その他の内訳)				
		振込手数料		
・フォーラム参加費	9,000円	495円		
・視察参加費	11,000円	495円		
・宿泊費振込		495円		
合 計	20,000円	1,485円	<u>21,485円</u>	

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

(様式7)

県外活動

報告書

調査研究視察

議員名 角田 敏郎 (印)

整理番号	2
日程	令和4年10月19日(水)～令和4年10月20日(木)
目的	全国市議会議長会研究フォーラム
訪問先	長野市
概要 所見	<p>大会テーマ「デジタルが開く地方議会の未来」 10月19日13:00～</p> <p>(1) 基調講演「コロナ後の経済」 (株)経営共創基盤グループ会長 富山和彦氏</p> <ul style="list-style-type: none">●コロナ禍＝地方のチャンス●グローバルゼーション(市場経済圏の全世界化)×デジタル革命●不振＝東京が不振 ～東京は日本中の若者を食いながら成長している。 <p>(2) パネルディスカッション 「地方議会のデジタル化の現状・課題と将来の可能性」 コーディネーター 毎日新聞社論説委員 人羅 格氏</p> <ul style="list-style-type: none">●委員会等のオンライン開催状況 開催は17.4%のみ <p>パネリスト 早稲田大学電子政府自治体研究所教授 岩崎尚子氏</p> <ul style="list-style-type: none">●有事と平時/BCP 議会運営の持続性などが前提のデジタル化●議会アプリなど市民が参加できるような仕組みづくり●多様性をもたせた選択●政治的な強力なリーダーシップで地方の経済格差を解消 <p>東京大学先端科学技術研究センター教授 牧原 出</p> <ul style="list-style-type: none">●総務省通知 委員会のオンライン開催を認める(本会議は×)●システム標準化による連携促進

●技術革新のリテラシー

(海外) イギリス等ロックダウン時 オンライン可能

- 地方議会がオンライン本会議（ハイブリッド）を求めている
 - 議事進行のスキルが問われる
 - 議会報告会はハイブリット開催などデジタル化になじむ
 - 日本でデジタル化が進まない理由＝デジタル化の水準を高めすぎ
 - できるところからデジタル化を進めるべき
- ◎キーは人材育成

明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授 湯淺壘道氏

- オンライン委員会の為の会議規則、委員会条例の改正状況 9.4%
 - コロナが収束したのちのデジタルをどうしていくかが課題
 - セキュリティ＝物理的なセキュリティと個人情報セキュリティを一体的に考える
 - 個人情報の変革期
 - 本会議のオンライン化＝危機に強い議会をつくる
 - コロナ後、議会と住民との関係を再構築にもデジタル化は必須
- ◎セキュリティ上の懸念＝アバターやフォログラムの利用

長野市議会議長 寺沢さゆり氏

- 投票率の低下、議員のなり手不足＝住民の関心の低下
 - 女性議員の割合
 - 長野市議会の現状～H28 採決システム導入、傍聴席拡充、常任委員会インターネット中継。H31 タブレット端末導入
 - 委員会のオンライン開催の課題。＝環境整備・制度設計が発展途上。実績がない。運営スキルの向上が必要。
 - 20代、30代、50代以下がオンライン意見交換会に参加してきた。本会議でも可能となるよう取り組みたい。
- ◎先進市の取り組みを見て自分の議会の内容を精査する。



(3) 課題討議「地方議会のデジタル化の取組報告」

コーディネーター 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授 谷口尚子氏

- 活動のデジタル化＝情報共有、ペーパーレス化、広報のデジタル化
- セキュリティや法整備が必要
- 議会の活動や役割が伝わっていない＝デジタル化は理解されない

パネリスト 取手市議会議長 金澤 克仁氏

- 取手市＝オンラインのトップランナー
- R2 タブレット導入は、50回を超える公式な委員会・その他、非公式会議で50回以上開催。オンライン事前説明で議案理解度が向上。
- まずは身内から
- 現地視察(委員会室で見る)。360度カメラ。災害対応。研修
- ペーパーレス 年間17万枚削減。メリットしか感じない。
- 介護をしながらオンライン会議。
- 急を要する会議 可
- スピーディーに進んだ理由＝年間費用36万円、コロナ自宅待機時にオンライン委員会
- デモクラシー×テクノロジー

可児市議会議長 板津 博之氏

- 議会報告会(H24/2月～)、意見交換会(R2/11月)
- 対面だと対立しか生まれない
- 議会便りは議員が作る(H24/2～)
- 各委員会で関係団体との懇談会・意見交換会など、密集にならず参加者が後からも特定できる方式を選択
- 完全オンラインの議会報告会。
- 議会グループウェアの導入＝委員会資料を委員以外にも配信

西脇市議会議長 林 晴信氏

- 8月にオンラインシュミレーション
- 決算は次年度予算の為＝オンライン予算公聴会を始めた
- コロナ感染拡大で、対面で行っていたことが機能不全
- ZOOM開始(R3/3月)
- 新庁舎完成に伴いICT機器をリニューアル
- ICT化はペーパーレス化だけではない
- 自分のノートパソコンを持ち込んでいる。
- 議会ICTはツールである＝鉛筆や消しゴムと一緒に


(4) 視察

- ①戸隠神社(五社)
- ②戸隠森林公園

(様式8)

支払証明書

松山市議会議長 様

議員名 角田 敏郎 

下記のとおり相違ないことを証明します。

支払年月日	令和4年 10月 20日・21日
支払金額	1,318円
支払先	東京モノレール 羽田空港—浜松町 492円×2 JR 浜松町—東京駅(宿) 167円×2
使途内容	同上
領収書を添付できない理由	ICカード利用のため

(様式9)

ご利用控

振込 02 024 20221012

130

0	0	0	9	引 込 額	¥9,000
テスクリヨウ				引 込 後 残 高	
¥495				お 釣	¥10

(01836)
ご依頼人8301カクタワロウ

お振込先 []
当座 []
お受取人トウフ"トツフ"ツアース" (カ)

いつもご利用いただきありがとうございます



山形県中野町
国 1 号 松山
株式会社 伊予銀行

ご利用控

振込 02 022 20221012

130

1	0	0	2	引 込 額	¥11,000
テスクリヨウ				引 込 後 残 高	
¥495				お 釣	¥505

(01744)
ご依頼人8301カクタワロウ

お振込先 []
当座 []
お受取人トウフ"トツフ"ツアース" (カ)

いつもご利用いただきありがとうございます



山形県中野町
国 1 号 松山
株式会社 伊予銀行

令和4年度(6~3月分) 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
6/8	愛媛県防衛協会 年会費	10,000 円		3
6/17	松山市議会観光振興議員連盟 会費6~9月分	2,000 円		4
8/23	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ 令和4年度年会費	5,000 円		5
10/12	松山市観光振興議員連盟 会費 下半期分	3,000 円		6
11/10	愛媛拉致議連 市町議会議員年会費	1,200 円		7
3/31	日本会議 年会費	8,330 円		21
3/31	愛媛県隊友会 年会費	8,330 円		22
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		37,860 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	3
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費
使途及び内容等	愛媛県防衛協会 年会費		
金額	10,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年6月8日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振込金受取書 (兼手数料)

令和 4 年 6 月 8 日	
金額	100000 円
先方銀行	
お受取人 預金種目	普通預金
お受取人 おなまえ	愛媛県防衛協会様
ご依頼人	角田 敏郎様
[備考]	手数料

上記の金額正に受け取りました。

※ 債務確定日とは
購入日、サービス

(取扱店)



(取扱店→ご依頼人)

、物品を購入した場合は
務完了日になります。

全国防衛協会連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所要の地におくことができる。

(目的)

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 都道府県防衛協会・自衛隊協力会等（以下、「協会」）
- (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
- (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人

(会費)

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(入会)

第7条 会員（推薦会員を除く）になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。

会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理

事会の議決を経て除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 役員

(種別)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 60名以上 100名以内 (会長・副会長・理事長・常任理事を含む。)
- (6) 監事 2名
- (7) 評議員 100名以内

(役員を選任)

第 12 条 会長は、総会において選任する。

2 理事及び監事は正会員たる協会の代表者及び役員並びに第 5 条の推薦会員の中から総会において選任する。

3 副会長、理事長及び常任理事は、理事の互選により選任する。

4 理事及び監事は、相互にかねることはできない。

5 評議員は、各協会から推薦された者から会長が委嘱する。

(職務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。

3 理事長は、会長の指示を受け、会務を執行し、運営する。

4 常任理事は、理事長の指示を受け、常務を執行する。

5 理事は理事会において会務を審議し、本会業務の遂行を図る。

6 評議員は、評議員会において付議された事項を審議する。

7 監事は、本会資産会計及び業務の執行状況を監査し報告する。

(任期)

第 14 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(解任)

第 15 条 役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、または役員たるにふさわし

くない行為があったときは、任期途中であっても総会の決議により解任することができる。

2 評議員の解任は、推薦した協会の会長の意見により会長が行う。

(役員の報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については報酬を支給することができる。

2 常勤の役員の報酬については、理事会において定める。

第4章 名誉会長・顧問等

(名誉会長・相談役・顧問・参与)

第17条 本会に 本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。

3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。

第5章 会議

(種別)

第18条 会議は、総会・評議員会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員を持って構成する。

2 評議員会は、評議員を持って構成する。

3 理事会は、理事をもって構成する。

4 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。

ただし、評議員会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 評議員会は、この規約で別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他会長が付議した事項

3 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会または評議員会で議決された事項の執行に関すること。

(2) 総会または評議員会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

4 常任理事会は本会の運営に関する事項を審議する。

(召集)

第21条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。

3 評議員会及び理事会は、必要あるときは会長が招集する。

4 会議の招集は会議の10日前までに会議に付すべき事項・日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。>

(議長)

第22条 総会及び評議員会の議長は、出席会員の互選により選出する。

2 理事会の議長は、会長または副会長もしくは理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 総会及びその他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 やむを得ない理由で会議に出席できない者は、書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決)

第24条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員・理事及び評議員の現在数

(3) 会議出席者の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経緯・要領及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

第6章 女性部会及び青年部会

第25条の2 本会に女性部会及び青年部会を置く

2 女性部会及び青年部会に、それぞれ部会長1名をおくほか、副部会長等必要な役員をおくことができる。

3 女性部会長及び青年部会長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。副部会長は、理事長が委嘱する。

4 女性部会及び青年部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第26条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
 - (5) 寄付金品
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の歳入歳出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。

2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。

3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。

4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(会計年度)

第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

第10章 雑則

(委任)

この規則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付則（抄）

この改正規約は、平成 13 年 6 月 15 日から施行する。

この改正は、平成 22 年 6 月 14 日から施行する。

※改正箇所:特別顧問に関する規定追加

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年9月30日	整理番号	4	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟 会費6～9月分			
金 額	2,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年6月17日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 4年 6月17 日

角 田 敏 郎 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 2,000円 也

但し、令和4年度 松山市議会観光振興議員連盟会費6～9月分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) 観光物産展などの各種観光イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代

行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認められた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	5	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	<u>研修費</u> 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ 令和4年度年会費			
金 額	5,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年8月23日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

払込金受領証

口座番号	XXXXXXXXXX
加入者名	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ
金額	¥5000
払込人住所氏名	松山市南吉田町1154-19 角田 敏郎
印 全	04-08-23 松山南吉田 郵便局
特 殊 取 扱	口座払
印 全	041236

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。領収書、請求書、見積書等は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

移行期・成人先天性心疾患センター センター長
認定NPO法人ラ・ファミリエ 理事長

事業概要

はじめに

先天性疾患児者をはじめ病気のある子どもを取り巻く環境は医療の発展と共に大きく変化しており、10年前では出生の際に助からなかった命が助かるようになりました。これらの病気のある子どもたちが幼児期、小児期、思春期を経て、大人となる患者が着実に増えています。ですが、その反面、病気の子どもたちは幼児期、児童期、青年期の心理発達上の課題に対して、様々な困難があります。

先天性疾患児者は生活上の規制はあるものの一般就労ができる者、就労したいが通院等の条件が合わず求職中の者、短時間の非正規雇用もしくは福祉的就労ができる者、さらに就労は難しいが、社会的に自立することができる者、こうした自立が叶わない者等、様々な生活状況です。また就労が叶っても通院や生活上の規制について同僚に話すことができず、無理をして体調を崩し退職せざるを得なくなる者もいます。こうした現状を踏まえ、本人の健康状態に応じて、希望する生活を実現し、就労のみならず社会の中で役割をもって生活していくことを可能にする支援が求められています。

令和2年度事業の目的

そこで、先天性心疾患児者の社会的自立に向けた実態・ニーズを把握し、先天性心疾患児者が社会の中で主体的に役割を果たし、自分の望む生活を可能にするための発達支援と、それを可能にする医療・福祉・教育等の関係者、関係諸機関のネットワークを構築します。その結果を基に、各地で取り組み可能な支援事例を公表し、日本中どこにいても、その人が生活している地域で、先天性心疾患児者の社会的自立を促す発達支援のネットワーク作り貢献していくことを目的として、1年間取り組みをしてまいりました。将来的にはこのネットワークが病気と発達障害とがある児者の発達支援に資することも念頭において、事業を進めてきました。

ラ・ファミリエ 社会的自立が困難な先天性心疾患児者の発達支援ネットワーク形成事業 | 認定NPO法人ラ・ファミリエ | 社会福祉活動助成事業
認定NPO法人ラ・ファミリエ WAM事業



～ 社会的自立が困難な先天性心疾患児者の発達支援ネットワーク形成事業

～

ホーム

事業概要

活動報告

アクセス

お問い合わせ

リンク

事業概要

ホーム > 事業概要

理事長あいさつ

小児期の疾患を乗り越えて成人期をむかえた方たちが、社会的に自立していくためには多くのハードルがあります。それは、病気の重症度や、治療の内容、合併症、後遺症などの状況や、生活歴、教育歴などによって大きく左右され、多種多様な問題点を抱えているため、実際にはそれぞれ個々にあった支援が必要です。

社会的に自立できるように、みんなでサポートしていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

檜垣高史 (ひがき たかし)

愛媛大学大学院医学系研究科 地域小児・周産期学

講座

教授 (小児科/小児循環器)



4つの柱立て

本事業は、4つの柱立てを主として取り組みました。

- ① 「社会的自立が困難な先天性心疾患児者の発達支援ネットワーク形成事業」
- ② 「協議会の設立」
愛媛県内にて先天性心疾患児者の社会的自立に向けた状況の理解と支援ネットワークを形成しました。
- ③ 「当事者交流会」
先天性心疾患児者のピア活動の推進のため、交流会を開催しました。
- ④ 「シンポジウムの開催」
先天性心疾患児者の社会的自立に向けた状況の理解啓発のために、シンポジウムを開催しました。

本事業における「成果報告書」を以下のリンクからご確認いただけます。

[成果報告書](#)



[戻る](#)

[| ホーム |](#) [事業概要 |](#) [活動報告 |](#) [アクセス |](#) [お問い合わせ |](#) [リンク |](#)

認定NPO法人 ラ・ファミリエ 〒790-0813 愛媛県松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階

Copyright © 2015 - 2022 NPO La famille

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	6	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟 会費 下半期分			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年10月12日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和4年10月12日

角 田 敏 郎 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) 観光物産展などの各種観光イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、總會、臨時總會及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代

行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	7	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連 市町議会議員 年会費			
金 額	1,200	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年11月10日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和4年11月10日

松山市議会議員
角 田 敏 郎 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 森 高 康 行



北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。
- 3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	21
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	日本会議 年会費 (6~3月分)		
金 額	8,330 円	按分率	100 %
特 記 事 項	年会費 10,000円×1/12=833円/月 833円×10ヶ月=8,330円 ※振込受領書原本は4・5月報告分		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年4月29日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振込受領書
(コンビニエンスストア等支払用)

振込人氏名
角田 敏郎 様

お客様番号

お支払金額
10000円

内消費税 円

受取人 郵便振替代行センター
日本会議係

受領印
取人印紙
コンビニエンスストア(取扱印)

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出しくください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年
購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

例えば、物品を購入した場合は

日本会議

【目的】

ますます深刻化する我が国の危機的状況を打開し、新世紀に生きる国家・国民の将来を展望する、新たな国づくり、人づくりをめざした広汎な国民運動の形成のためにいっそう国政や国民思潮を動かすに足る組織力を強化し、国家基本問題に果敢に取り組む時局対応能力を向上させ、さらに我が国の良き伝統・文化を次代を担う青少年に伝える啓蒙運動を強化することを目的とする。

(様式3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	22																
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費																
使途及び内容等	愛媛県隊友会 年会費(6~3月分)																		
金額	8,330 円	按分率	100 %																
特記事項	年会費 10,000 円×1/12=833 円/月 833 円×10 ヶ月=8,330 円 ※振込控原本は4・5月報告分																		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年5月30日																	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。																			
ご利用控																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">お取引内容</td> <td style="width: 15%;">振込</td> <td style="width: 15%;">60 096</td> <td style="width: 45%;">ご利用年月日</td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td>ご依頼人</td> <td colspan="2">トシロウ</td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td>普通</td> <td colspan="2">伊予銀行</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td colspan="3">エヒメケンタイヨウカイ</td> </tr> </table>				お取引内容	振込	60 096	ご利用年月日	お振込先	ご依頼人	トシロウ		お振込先	普通	伊予銀行		お受取人	エヒメケンタイヨウカイ		
お取引内容	振込	60 096	ご利用年月日																
お振込先	ご依頼人	トシロウ																	
お振込先	普通	伊予銀行																	
お受取人	エヒメケンタイヨウカイ																		
<p>いつもご利用いただきありがとうございます。</p> <p>伊予銀行</p>																			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

隊友会の紹介

隊友会とは

自衛隊退職者が同志的結合により、全国的に組織した団体で、これに現職自衛が賛助会員として、更に会の趣旨に賛同される方々が特別会員として加わり、昭和35年12月社団法人「隊友会」として設立されました。同時に発足した愛媛県隊友会は県内の自治体、政財界を始め県民各位の深いご理解とご支援を頂きながら「地域に貢献する隊友会」「県民と自衛隊のかけ橋」として幅広い活動を積極的に推進しています。

公益社団法人隊友会（たいゆうかい）は、自衛隊退職者を中心として活動する公益社団法人。以前は防衛省所管の社団法人だったが、公益法人制度改革に伴い、2011年4月1日より公益社団法人となる。

目 的

本会は、国民と自衛隊とのかけ橋として相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

主たる事業

- 1 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- 2 安全保障特に防衛に関する調査研究及び施策提言
- 3 自衛隊諸業務に対する各種協力
- 4 隊友紙及び安全保障特に防衛関連書籍の発行
- 5 予備自衛官等に関する支援
- 6 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関する事
- 7 殉職自衛隊員の遺族に対する支援
- 8 地域社会の健全な発展に寄与すること
- 9 会員の福利厚生、相互扶助及び親睦に関する事

会 員

1 正会員

- ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、本会の趣旨に賛同した者
- イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で、本会の趣旨に賛同した者

2 特別会員

前号以外で本会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体

- ア 個人特別会員（家族）・・・正会員の家族又は遺族
- イ 個人特別会員（一般）・・・前ア以外の者
- ウ 個人特別会員（青年部）・・・前イのうち40歳未満の者
- エ 法人特別会員・・・法人その他の団体

3 名誉会員

本会に対して多大の功績があり、隊友会総会で承認した者

会 費

次のとおり、「終身会員制の廃止に伴う会則の改正」により、平成29年4月1日より施行されました。

正会員

- ア 年額3千円とする。
- イ 希望する者は、希望するときに10年、15年、20年のいずれかの期間を選択し、その期間の年会費を一括前納することができる。一括前納する場合は、前納期間にかかわらず、前納期間の会費総額の10%を割引した会費を納めるものとする。
- ウ 一括前納期間中に年会費の変更があった場合、一括前納期間中は、その差額を徴収又は返納しないものとする。
- エ 公益社団法人隊友会規則第1号「会員規則」の一部改正の施行日（平成29年4月1日）の前日現在において、既に年会費の10年分を1回で前納した者は、終身その会費を免除するものとする。

特別会員

- ア 個人特別会員（家族）は、年額1千円とする。
- イ 個人特別会員（一般）は、年額10万円、10口以内とする。

- ウ 個人特別会員（青年部）は、年額5千円とする。
- エ 法人特別会員は、年額1口1万円、10口以内とする。

※ ご参考に、隊友会「会員規則」一部改正の主旨は、隊友会ホームページに「新たな会員制度への移行」で掲載されています。下記青色の「新たな会員制度への移行」をクリックして下さい。該当ページが開きますのでご覧いただけます。

[新たな会員制度への移行](#)

入会の案内

正会員・特別会員のご入会をお待ちしております。会員として入会しようとする者は、名誉会員を除き別に定める入会申込書を提出しなければならない。

下記まで、ご連絡いただければ直ちに「入会申込書」をお送り致します。

〒790-0801

愛媛県松山市歩行町一丁目2-4 安部ビル402

愛媛県隊友会

TEL&FAX : 089-933-1605

令和4年度(6～3月分) 科目別集計表

科目名				
広聴費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
3/31	広聴活動に係るガソリン代(太陽石油他)	62,558 円		8
3/31	広聴活動に係る携帯電話使用料(KDDI)	15,823 円		9
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		78,381 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 4年 3月 31日	整理番号	8	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	広聴活動に係るガソリン代 (太陽石油販売会社 他)			
金 額	62,558 円 年間の支出金額の合計を 記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
6月分	6月 22日	13,580 円	50%	6,790 円
7月分	7月 12日	16,330 円	50%	8,165 円
8月分	8月 21日	16,078 円	50%	8,039 円
9月分	9月 10日	8,820 円	50%	4,410 円
10月分	10月 5日	7,710 円	50%	3,855 円
11月分	11月 19日	16,020 円	50%	8,010 円
12月分	12月 11日	7,060 円	50%	3,530 円
1月分	1月 26日	15,800 円	50%	7,900 円
2月分	2月 12日	7,550 円	50%	3,775 円
3月分	3月 21日	16,168 円	50%	8,084 円
月分	月 日	円	50%	円
月分	月 日	円	50%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証

No 1064545

角田敏郎 殿

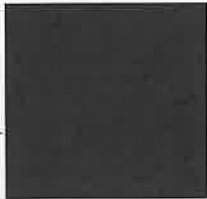
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					8	5	3	0	

収入
印紙

但し ガソリン代として
2022年6月8日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印



内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	
レシートNo.	6611

領収証

No 1064549

角田敏郎 殿

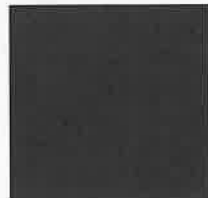
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					5	0	5	0	

収入
印紙

但し ガソリン代として
2022年6月22日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印



内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	
レシートNo.	5280

領 収 証

№ 1064553

角田敏郎

殿

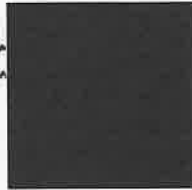
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	8	2	4	0

収 入
印 紙

但し ガソリン代として
2022年 7月 / 日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印



内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	
レシートNo.	5746

領 収 証

№ 1064563

角田敏郎

殿

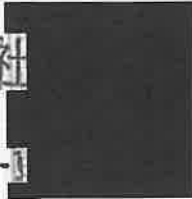
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					8	0	9	0	

収 入
印 紙

但し ガソリン代として
2022年 7月 / 12日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印



内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	
レシートNo.	0822

領収証

№ 1064567

角田敏郎

殿

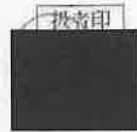
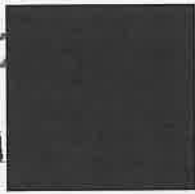
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	7	9	2	8

収入
印紙

但し カソリン代として
4年8月3日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



内訳		
税抜金額		円
消費税額		円
入金内訳		
現金		手形
小切手		クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/>	プリカ
相殺		
レシートNo.	5834	

領収証

№ 1064573

角田敏郎

殿

金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	8	1	5	0

収入
印紙

但し カソリン代として
2022年8月2日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



内訳		
税抜金額		円
消費税額		円
入金内訳		
現金		手形
小切手		クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/>	プリカ
相殺		
レシートNo.	0942	

領収証

№ 1064578

角田敏郎 殿

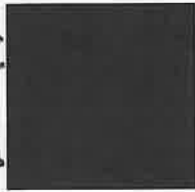
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
						8	8	2	0

収入
印紙

但しガソリン代として
2022年9月10日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



抜者印



内訳		
税抜金額		円
消費税額		円
入金内訳		
現金		手形
小切手		クレジット
振込	✓	プリカ
相殺		
レシートNo.	1570	

領収証

№ 1064591

角田敏郎 殿

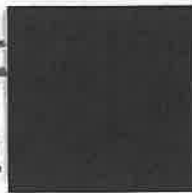
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	7	7	1	0

収入
印紙

但し
2022年10月5日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



抜者印



内訳		
税抜金額		円
消費税額		円
入金内訳		
現金		手形
小切手		クレジット
振込	✓	プリカ
相殺		
レシートNo.	4278	

領 収 証

No 1064661

角田 敏郎 殿

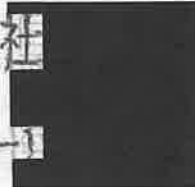
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	8	8	8	0

収 入
印 紙

但し ガソリン代として
2022年11月4日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印

内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	
レシートNo.	6409

領 収 証

No 1064665

角田 敏郎 殿

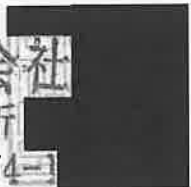
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					¥	7	1	4	0

収 入
印 紙

但し ガソリン代として
2022年11月19日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印

内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	
レシートNo.	676

領収証

No 1064682

角田敏郎 殿

金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	7	0	60	

収入
印紙

但しガソリン代として
2022年12月11日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印

内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	レプリカ
相殺	
レシートNo.	5595

領収証

No 1064693

角田敏郎 殿

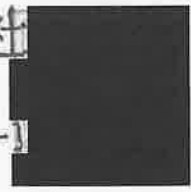
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	7	5	0	

収入
印紙

但しガソリン代として
2023年1月2日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印

内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	レプリカ
相殺	
レシートNo.	

領 収 証

№ 1064702

角田敏郎 殿

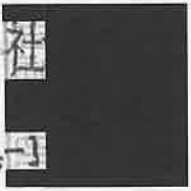
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	8	0	5	0

収入
印紙

但し カリコ代として
2023年 1月26日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印



内訳	
税抜金額	円
消費税額	円

入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	

レシートNo. 1302

領 収 証

№ 1064713

角田敏郎 殿

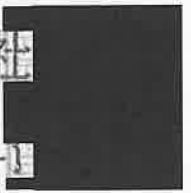
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	5	5	0	

収入
印紙

但し カリコ代として
2023年 2月 2日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



扱者印



内訳	
税抜金額	円
消費税額	円

入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	プリカ
相殺	

レシートNo. 2511

領 収 証

No 1064722

角田 敏郎 殿

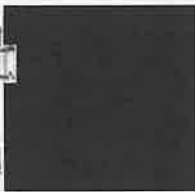
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	9	8	0	

収入
印紙

但しガソリン代として
2023年3月1日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



振者印



内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	
レシートNo.	2300

領 収 証

No 1064738

角田 敏郎 殿

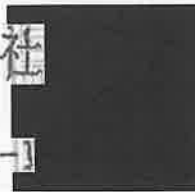
金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
					8	1	8	8	

収入
印紙

但しガソリン代として
25年3月2日 上記の通り領収いたしました。

太陽石油販売株式会社

太陽石油販売株式会社
セルフ空港給油所
愛媛県松山市高岡町74-1



振者印



内訳	
税抜金額	円
消費税額	円
入金内訳	
現金	手形
小切手	クレジット
振込	<input checked="" type="checkbox"/> プリカ
相殺	
レシートNo.	5087

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和 5年 3月 31日	整理番号	9	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	政務活動費に係る携帯電話使用料 (KDDI 株式会社)			
金 額	15,823	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項	6月：(通話料 3,980 円+通信料 1,700 円—2年割引 1,500 円+LTE NET300 円+プラン利用料 2,226 円) ×1.1×50% 7月：(プラン利用料 3,180 円—セット割 580 円—調整額 3,136 円+請求書 200 円) ×1.1×50% 8月以降：(プラン利用料 3,180 円—セット割 580 円+請求書 200 円) ×1.1×50% (但し10月以降は増量オプション 500 円-500 円)			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
6月分	7月 25日	7,376 円	50 %	3,688 円
7月分	8月 25日	-369 円	50 %	-185 円
8月分	9月 26日	3,080 円	50 %	1,540 円
9月分	10月 25日	3,080 円	50 %	1,540 円
10月分	11月 25日	3,080 円	50 %	1,540 円
11月分	12月 26日	3,080 円	50 %	1,540 円
12月分	1月 25日	3,080 円	50 %	1,540 円
1月分	2月 27日	3,080 円	50 %	1,540 円
2月分	3月 27日	3,080 円	50 %	1,540 円
3月分	4月 25日	3,080 円	50 %	1,540 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金は：「*」、旧税率計算対象料金は：「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 7月 5日

KDDI株式会社

2022年 6月

ご請求コード 8,099円 ご利用年月

総合計

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金		●合計	5,063円
ご利用番号	5,063		お客様コード
<6月ご利用内訳>	4,480		ご利用月数は2022年 7月で15年 3ヶ月目です。
▼プラン利用料			
auビタットプラン(カケホ/V)	3,980		データ利用量は0GB~1GBです。
auビタットプラン(データ/V)	1,700		
2年契約	-1,500		
LTE-NET	114		
オプション使用料	114		6月 1日~ 6月 9日(日割)
放電紛失サポート	9		
▼通話料/auビタットプラン(カケホ/V)	3,680		
通話料	9		
SMS(Cメール)送信料	3,680		
auビタットプラン(カケホ/V)割引額	-3,680		10%消費税の課税対象額 4,603円
▼消費税等(10%)	460		
●UQモバイル料金(5G対応プラン)		●合計	2,268円
ご利用番号	2,268		お客様コード
<6月ご利用内訳>	2,268		ご利用月数は2022年 7月で 2ヶ月目です。
▼プラン利用料	2,226		
くりこしLS+5G/かけ放題24時間	2,226		6月10日~ 6月30日(日割)
▼安心サポートパック	833		
放電紛失サポート	630		6月10日~ 6月30日(日割)
使い方サポート	413		6月10日~ 6月30日(日割)
安心サポートパック割引額	-210		6月10日~ 6月30日(日割)
▼通話料/くりこし5G/かけ放題24時間	0		
通話料	1,160		
かけ放題24時間割引額	-1,160		
▼請求総額割引	-1,000		60歳以上通話割
請求総額割引額	0		
▼手数料・諸費用	2		
店頭設定サポート/基本セット/税込	4,015		6月10日
店頭設定サポート/ポイント/税込	-4,015		6月10日
▼ユニバーサルサービス料	1		
電話リレーサービス料	206		10%消費税の課税対象額 2,062円
▼消費税等(10%)	206		
●auかんたんな決済利用料		●合計	548円
ご利用番号	548		
▼auかんたんな決済利用料	548		
auかんたんな決済利用料	548		
auかんたんな決済利用料	548		

裏面もご確認ください

ご請求コード 総合計 金額(円) 内訳(円) 2022年 7月 391円 548円 * 合計 -377円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●UQモバイル料金(5G対応プラン)	-377		
<7月ご利用内訳>	-377		お客様コード [] ご利用月数は2022年 8月で 3ヶ月目です。
▼プラン利用料	2,600		基本使用料とかけ放題24時間(1700円)の合計額です
くりこしS+5G/かけ放題24時間		3,180	
自宅セット割		-580	
放機紛失サポート	1,190		
使い方サポート		900	
安心サポート		590	
安心サポートバック割引額		-300	
▼通話料/くりこしS5G/かけ放題24時間	0		
通話料		7,680	
かけ放題24時間割引額		-7,680	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼調整額	-3,136		
調整額		-3,136	au基本使用料等の日割り減算 10%消費税の課税対象額 -343円
▼消費税率等(10%)	-34		
●auかんたん決済利用料	548		
ご利用番号	548		
▼auかんたん決済利用料(UQモバイル)			
auスマートパスプレミアム/税込		548 *	
●紙請求書発行手数料	200		
▼紙請求書発行手数料	20		
▼消費税等(10%)			10%消費税後の課税対象額 200円
●合計		548	合計 548円
●合計			合計 220円

料金内訳書

<凡例>税込または税別料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」、旧税率計算対象料金:「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 9月 5日

KDDI株式会社

〒100-8585 東京都千代田区有明1-2-1

2022年 8月

ご利用年月

3,626円

総合計

ご請求コード

備考

●合計

2,858円

内訳(円)

金額(円)

2,858円

お客様コード
ご利用月数は2022年 9月で 4ヶ月目です。

基本使用料とかけ放題24時間(1700円)の合計額です

3,180
-580

900
590
-300

4,880
6

-4,880

-1,000

2
1
-200

259

-200

548 *
●合計

220円

10%消費税の課税対象額 2,599円

10%消費税の課税対象額 200円

ご利用項目

金額(円)

2,858

2,858

2,600

1,190

6

-1,000

2

1

-200

259

-200

548

548

200

20

●UQモバイル電話料金(5G対応プラン)

ご利用番号

< 8月ご利用内訳 >

▼プラン利用料

くりこしS+5G/かけ放題24時間

自宅シェアード

後援船失サポート

安心サポート

通話料/くりこしS5G/かけ放題24時間

通話料

SMS送付料

かけ放題24時間割引額

請求総額割引

請求総額割引額

ユニバーサルサービス料

電話リレーサービス料

2022年7月2日通信障害に関する返金

お詫び返金

消費税等(10%)

●auかんたんな決済利用料

ご利用番号

▼auかんたんな決済利用料(UQモバイル)

auスマートパスプレミアム/税込

●紙請求書発行手数料

▼紙請求書発行手数料

▼消費税等(10%)

裏面もご確認ください

2022年 9月

ご請求コード	ご利用年月	金額(円)	内訳(円)	備考
総合計	3,840円			
ご利用項目		金額(円)	内訳(円)	

●UQモバイル電話料金(5G対応プラン)		3,072	3,072	●合計	3,072円
<ご利用番号>		3,072			
<9月ご利用内訳>		2,600			
▼プラン利用料					
▼くりしS+5G/かけ放題24時間		1,190			
▼自宅セット割					
▼安心サポートパック					
▼故障紛失サポート					
▼使い方をサポート					
▼安心サポートパック御引額		0			
▼通話料/くりしS5G/かけ放題24時間					
▼通話料					
▼かけ放題24時間割引額		-1,000			
▼請求総額割引					
▼請求総額御引額		2			
▼ユニバーサルサービス料		1			
▼電話リレーサービス料		279			
▼消費税等(10%)					
●auかんたん決済利用料		548			
<ご利用番号>		548			
▼auかんたん決済利用料(UQモバイル)					
▼auかんたん決済利用料(税別)					
●低額請求発行手数料		200			
▼低額請求発行手数料		20			
▼消費税等(10%)					
●合計		548			548円
●合計		548			548円
●合計		200			200円
●合計		20			20円
●合計		220			220円
●合計		200			200円
●合計		20			20円
●合計		220			220円

お客様コード
ご利用月数は2022年10月で 5ヶ月目です。
基本使用料とかけ放題24時間(1700円)の合算額です

3,180
-580
900
590
-300
4,180
-4,180
-1,000
60歳以上通話割
10%消費税の課税対象額 2,793円

10%消費税の課税対象額 200円

裏面もご確認ください

料金内訳書 <凡例> 税込または税別料金等: 「*」、旧税率計算対象料金: 「#」、発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年11月 5日 KDDI株式会社

ご請求コード 3,855円 ご利用年月 2022年10月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●UQモバイル電話料金(SG対応プラン)			
ご利用番号	3,087		●合計 3,087円
<10月ご利用内訳>	3,087		お支払コード
▼プラン利用料	2,600		ご利用月数は2022年11月で6ヶ月目です。
くりこしS/G/増量/かけ放題24時間			
基本使用料割引額		3,680	増量オプション2年間無料キャンペーン
自宅セット割		-500	
▼安心サポートバック		-580	
故障紛失サポート	1,190		
使いやすサポート		900	
安心サポートバック割引額		590	
▼通話料/くりこしS/かけ放題24時間		-300	
通話料		3,400	
SMS送付料	15		
かけ放題24時間割引額		15	
▼請求総額割引		-3,400	
請求総額割引額	-1,000		
▼ユニバーサルサービス料		-1,000	60歳以上通話割
▼消費税等(10%)	280		10%消費税の課税対象額 2,807円
●auかんたん決済利用料			●合計 548円
ご利用番号	548		
▼auかんたん決済利用料(UQモバイル)	548		
auスマートパスプレミアム/税込			
●紙請求書発行手数料			●合計 220円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等(10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円

548 * 220

裏面もご確認ください

ご請求コード 3,839円 ご利用年月 2022年11月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●UQモバイル電話料金(5G対応プラン)			
ご利用番号	3,071		●合計 3,071円
<11月ご利用内訳>	3,071		お客様コード
▼プラン利用料	2,600		ご利用月数は2022年12月で 7ヶ月目です。
くりこし5G/増量/かけ放題24時間			増量オプション2 1年間無料キャンペーン
基本使用料割引額		3,680	
自宅セット割		-500	
▼安心サポートバック	1,190		
故障対応サポート with Cloud		900	
使い方サポート		590	
安心サポートバック割引額		-300	
▼通話料/くりこし5G/かけ放題24時間	0		
通話料		3,680	
かけ放題24時間割引額		-3,680	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等(10%)	279		10%消費税の課税対象額 2,792円
●auかんたん決済利用料			●合計 548円
ご利用番号	548		
▼auかんたん決済利用料(UQモバイル)	548		
auスマートパスプレミアム/税込			
●紙請求書発行手数料	(200)		
▼紙請求書発行手数料	20		
▼消費税等(10%)			
			●合計 220円
			10%消費税の課税対象額 200円

裏面もご確認ください

料金内訳書 <凡例>税込みまたは免税料金は等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」

KDDI株式会社

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 2月 5日

2023年 1月

ご利用年号

3,839円

総合計

3,071円

備考

金額(円)

内訳(円)

●合計

3,071円

●UQモバイル電話料金(5G対応プラン)

3,071

ご利用番号

2,600

<1月ご利用内訳>

▼プラン利用料

くりこし5G/増設/かけ放題24時間

基本使用料割引額

自宅セット割

▼安心サポートバック

故障紛失サポート with Cloud

仲い方サポート

安心サポートバック割引額

▼通話料/くりこしS/かけ放題24時間

通話料

かけ放題24時間割引額

▼請求総額割引

請求総額割引額

▼ユニバーサルサービス料

▼消費税等(10%)

●auかんたん決済利用料

ご利用番号

▼auかんたん決済利用料(UQモバイル)

auスマートパスプレミアム/税込

●紙請求書発行手数料

▼紙請求書発行手数料

▼消費税等(10%)

お客様コード

ご利用月数は2023年 2月で 9ヶ月目です。

増設OP(500円)とかけ放題24時間(1700円)を含む

増設オプション2 1年間無料キャンペーン

3,680

-500

-580

900

590

-300

4,660

-4,660

-1,000

60歳以上通話割

10%消費税の課税対象額 2,792円

●合計

548円

548 *

●合計

220円

10%消費税の課税対象額 200円

裏面もご確認ください

ご利用コード 3, 839円 ご利用年月 2023年 2月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● UQモバイル電話料金 (5G対応プラン)			
ご利用番号	3,071		●合計 3,071円
< 2月ご利用内訳 >	3,071		お客様コード [REDACTED]
▼ プラン利用料	2,600		ご利用月数は2023年 3月で10ヶ月目です。
くりこしSSG/増量/かけ放題24時間			地域OP (500円) とかけ放題24時間 (1700円) を含む
基本使用料割引額		3,680	抑値オプション2 1年間無料キャンペーン
自宅セット割		-500	
▼ 安心サポートバック	1,190		
故障発生サポート		900	
使い方サポート		590	
安心サポートバック割引額		-300	
▼ 通話料/くりこしS/かけ放題24時間	0		
通話料		6,720	
かけ放題24時間割引額		-6,720	
▼ 請求総額割引	-1,000		
請求総額割引額		-1,000	60歳以上通話割
▼ ユニバーサルサービス料	279		
▼ 消費税等 (10%)			10%消費税の課税対象額 2,792円
● auかんたん決済利用料			●合計 548円
ご利用番号	548		
▼ auかんたん決済利用料 (UQモバイル)	548		
auスマートパスプレミアム/税込			
● 紙請求書発行手数料			●合計 220円
▼ 紙請求書発行手数料	200		
▼ 消費税等 (10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円

548 * 220

料金内訳書 <凡例>税込みまたは免税料金等：「*」、旧税率計算対象料金：「#」、発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 4月 7日 KDDI株式会社

ご請求コード 3,839円 ご利用年月 2023年 3月 金額(円) 内訳(円) 備考 ●合計 3,071円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●UQモバイル電話料金(5G対応プラン)	3,071		●合計
< 3月ご利用内訳 >	3,071		お客様コード
▼プラン利用料	2,600		ご利用月数は2023年 4月で1ヶ月目です。
くりこし5G/増速/かけ放題24時間		3,680	増速OP(500円)とかけ放題24時間(1700円)を含む
基本使用料割引額		-500	増速オプション2 1年間無料キャンペーン
自宅セット割		-580	
▼安心サポートバック	1,190		
故障対応サポート with Cloud		900	
使い方をサポート		590	
安心サポートバック割引額		-300	
▼通話料/くりこしS/かけ放題24時間	0		
通話料		3,620	
かけ放題24時間割引額		-3,620	
▼請求総額割引	-1,000		
請求総額割引		2	60歳以上通話割
請求総額割引		279	10%消費税の課税対象額 2,792円
▼ユニバーサルサービス料			
▼消費税等(10%)			
●auかんたん決済利用料	548		●合計
ご利用番号	548		548円
▼auかんたん決済利用料(UQモバイル)			
auスマートパスプレミアム/税込			
●延請求書発行手数料	200		●合計
▼延請求書発行手数料	20		220円
▼消費税等(10%)			10%消費税の課税対象額 200円

※画面もご確認ください

裏面からの続きです>>

収入(円)

備考

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 8月ご請求分 (7月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 8月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新橋
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8603 東京都港区新橋3-1-15 DB12/F

ご請求コード CUSTOMER CODE
額 収 金 額 AMOUNT RECEIVED 391円
うち消費税等 TAX

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION
支 店 名 BRANCH
□ 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

裏面からの続きです>>

収入(円)

備考

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 7月ご請求分 (6月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 7月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新橋
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8603 東京都港区新橋3-1-15 DB12/F

ご請求コード CUSTOMER CODE
額 収 金 額 AMOUNT RECEIVED 8,099円
うち消費税等 TAX 686円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION
支 店 名 BRANCH
□ 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

裏面からの続きです>>

課(円)

備考

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 10月ご請求分 (9月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 10月 25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新簿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒165-8605 東京都千代田区有明3丁目2番3号UDICビル

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED

うち消費税等 TAX

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER

3,840円

299円

金融機関名

支店名

口座番号

裏面からの続きです>>

課(円)

備考

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 9月ご請求分 (8月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 9月 26日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新簿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒165-8605 東京都千代田区有明3丁目2番3号UDICビル

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED

うち消費税等 TAX

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER

3,626円

279円

金融機関名

支店名

口座番号

裏面からの続きです>>

備考

訳(中)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES 2022年 12月ご請求分 (11月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 12月 26日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告済
付につき新簿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒103-8010 東京都中央区新富1丁目1-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE
領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED **3,839円**
うち消費税等 TAX **299円**

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION
支 店 名 BRANCH
口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

裏面からの続きです>>

備考

訳(中)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES 2022年 11月ご請求分 (10月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 11月 25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告済
付につき新簿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒103-8010 東京都中央区新富1丁目1-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE
領 収 金 額 AMOUNT RECEIVED **3,855円**
うち消費税等 TAX **300円**

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION
支 店 名 BRANCH
口 座 番 号 ACCOUNT NUMBER *****

裏面からの続きです>>

備考

記(円)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 2月ご請求分 (1月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 2月27日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告
付につき新簿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒103-8003 東京都千代田区新大塚1-3-1 DD1214

ご請求コード CUSTOMER CODE []
領収金額 AMOUNT RECEIVED 3,839円
うち消費税等 TAX 299円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION []
支店名 BRANCH []
口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

裏面からの続きです>>

備考

記(円)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 1月ご請求分 (12月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 1月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告
付につき新簿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒103-8003 東京都千代田区新大塚1-3-1 DD1214

ご請求コード CUSTOMER CODE []
領収金額 AMOUNT RECEIVED 3,842円
うち消費税等 TAX 299円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION []
支店名 BRANCH []
口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

裏面からの続きです

訳(甲)

備考

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES 2023年 4月ご請求分 (3月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 4月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告書
付につき新橋
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8601 東京都港区新橋4丁目3番10号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED **3,839円**
うち消費税等 TAX **299円**

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER

裏面からの続きです

訳(甲)

備考

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES 2023年 3月ご請求分 (2月利用分)

ご請求先氏名
角田 敏郎 様

下記ご利用料金を 3月27日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告書
付につき新橋
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8601 東京都港区新橋4丁目3番10号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED **3,839円**
うち消費税等 TAX **299円**

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER
